

# 資料編

# 1 計画策定の経緯

## (1)計画の策定体制

敦賀市から敦賀市環境審議会に対して諮問を行い、同審議会において計画（案）の策定について議論を行った。

敦賀市環境審議会の構成（全14名）

学識経験者	5名
関係機関の代表者	6名
住民の代表者	3名

## (2)策定の経緯(環境審議会の開催日)

年月日	主な検討内容
令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>・敦賀市環境基本計画の概要について</li><li>・市民・事業者へのアンケート実施状況について</li><li>・第3次環境基本計画の方向性について</li><li>・第3次環境基本計画の策定スケジュールについて</li></ul>
令和4年 8月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート結果概要について</li><li>・現行計画の分析・評価結果について</li><li>・地球温暖化対策実行計画について</li><li>・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</li><li>・計画の骨子案について</li></ul>
令和4年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境基本計画の概要について</li><li>・アクションプランの概要について</li><li>・地球温暖化対策実行計画について</li><li>・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について</li></ul>
令和5年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境基本計画・アクションプラン案について</li></ul>
令和5年 2月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境基本計画・アクションプラン案について</li></ul>

敦賀市環境審議会から答申された計画（案）を受け、令和5年3月に本計画を策定した。

## 2 敦賀市環境基本条例

○敦賀市環境基本条例

平成 12 年3月 27 日条例第 31 号

敦賀市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等  
(第7条—第 18 条)

第3章 環境審議会(第 19 条)

第4章 雑則(第 20 条)

附則

わたくしたちのまち敦賀は、青く澄みきった日本海と、色濃く薫る緑深い山々など豊かな自然環境に恵まれ、その昔「筍飯の浦」と呼ばれ、古来より交通の要衝として大陸の文化を受け入れた華々しい歴史を有し、これまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは敦賀が今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展をとげ、輝く未来を迎えるために、今何をしなければならぬかを考え、行動することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない健全で持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、適切に行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かし、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の意見を尊重

して環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有し、地域環境保全の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等  
(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ敦賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全等に十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響の評価について自ら適正に調査、予測又は評

価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第10条 市は公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第12条 市は、事業者及び市民が環境の保全等に関する理解を深めるとともに、これに関する自発的な活動を促進するため、環境の保全等に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条に定める環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める民間団体等の自発的活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 17 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 18 条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第 19 条 環境基本法(平成5年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、敦賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全等に関する基本的な事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

5 委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(その他)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

(敦賀市環境保全対策審議会設置条例の廃止)

2 敦賀市環境保全対策審議会設置条例(昭和 45 年敦賀市条例第 32 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の敦賀市環境保全対策審議会設置条例第3条の規定により委嘱又は任命された敦賀市環境保全対策審議会の

委員の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年敦賀市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(敦賀市環境保全条例の一部改正)

5 敦賀市環境保全条例(昭和 47 年敦賀市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 第3次敦賀市環境基本計画

発行 令和5年3月 敦賀市

編集 敦賀市 市民生活部 環境廃棄物対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL : 0770-22-8121 (直通)

FAX : 0770-22-6042

HP : <https://www.city.tsuruga.lg.jp/>